

## 第21回大阪市人権施策推進審議会 会議録

1. 日 時 平成23年2月10日(木) 午前10時00分～12時00分

2. 場 所 大阪市役所 P1会議室

3. 出席者 (会 長) 石田 法子 (会長代理) 坂元 茂樹  
(委 員) 安 由美 安藤 正彦 梅原 健治 勝田 弘子 加藤 仁子  
上甲 晃 菅原 智恵美 竹村 安子 堀 智晴 森田 英嗣  
(事務局)

村上 市民局理事、林 市民局人権室長、市民局人権室 園田 推進担当課長、中野  
推進担当課長代理、人権啓発・相談センター 今井 所長、勝村 相談担当課長、  
山脇 啓発担当課長代理

### 4. 議 題

(1) 「大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～」進捗状況

①次期「人権の視点！100！実行プログラム」策定状況

- ・実行プログラム 取組目的別分類
- ・評価・検証の手法について
- ・策定時における項目別事前評価

②「人権が尊重されるまち」指標(素案)

③人権啓発・相談センターにおける人権相談について

(2) その他

### 5. 議 事

(中野推進担当課長代理)

定刻になりましたので、ただいまから、「第21回大阪市人権施策推進審議会」を開催させていただきます。本日は、お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。私は、司会を担当いたします市民局人権室推進担当課長代理の中野でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議題に入る前に、本日の資料等を確認させていただきたいと存じます。

まず、「第21回 大阪市人権施策推進審議会 次第」、「大阪市人権施策推進審議会委員名簿」、「配席図」。お手元の「資料一覧」の順に、議事資料といたしまして、

資料1 各所属「人権の視点！100！実行プログラム」概要一覧

資料2 平成23年度実行プログラム取組目的別分類

資料3 実行プログラム評価・検証の手法について

資料4 実行プログラム項目別事前評価

資料5 「人権が尊重されるまち」指標(素案)

資料6 人権啓発・相談センターにおける専門相談件数（平成22年度）

を用意させていただいておりますが、そろっておりますでしょうか。

なお、立命館大学教職支援センター講師の三軒 久枝委員、株式会社福市代表取締役社長の高津玉枝委員、大阪市会議員の辻 義隆委員におかれましては、本日もご欠席のご連絡をいただいております。

大阪市側の出席者をご紹介します。

村上市民局理事でございます。

林市民局人権室長でございます。

園田市民局人権室推進担当課長でございます。

今井人権啓発・相談センター所長でございます。

勝村相談担当課長でございます。

それでは、大阪市からの出席者を代表いたしまして、村上市民局理事から、ごあいさつを申し上げます。

（村上市民局理事）

大阪市人権施策推進審議会の開催にあたり、一言ごあいさつ申し上げます。

委員の皆様方には、ご多忙のなか、ご出席いただきありがとうございます。また、平素から人権行政の推進をはじめ、大阪市政の各般にわたり格別のご協力、ご指導を賜り厚くお礼申し上げます。

昨年12月に、新たな委員をお迎えして開催させていただきました前回審議会は、現在、全庁的に取組みを進めている「大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～」の策定経過、策定にあたって市長の諮問機関としてこの審議会が果たしてきた役割や、新たな計画により大阪市が求められている人権行政について、事務局からの説明を中心にさせていただきました。

本日の審議会においては、本年度に引き続き、来年度も各所属が取組みを進める「人権の視点！100！実行プログラム」策定内容のご報告と、本計画の柱立ての一つである「人権が尊重されるまち」指標について「素案」をとりまとめたのでご説明する予定です。また、前回に引き続き、人権啓発・相談センターにおける人権相談についてご報告させていただき、ご意見を賜りたいと思っております。

2月を迎え、この新たな人権行政推進計画も策定後2年となります。本日もお示しさせていただく「人権が尊重されるまち」指標も含め、こうした新たな計画に基づく取組みが、本市がめざす、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現に向け、より効果的で実りのあるものとなるよう、委員の皆様におかれては、積極的なご審議を賜わりたく改めてお願い申し上げます、ごあいさつとさせていただきます。

（中野推進担当課長代理）

それでは、早速議事に入ってまいりたいと思います。本日は、次期「人権の視点！100！実行プログラム」の策定状況を取りまとめておりますので、そのご報告をしてまいりたいと思います。

それから、「人権が尊重されるまち」指標素案をお示しして、これについてご審議いただきたいと考えております。それと人権啓発・相談センターにおける人権相談についてご報告を申し上げます。

なお、この審議会につきましては、大阪市人権施策推進審議会規則、審議会等の設置及び運営に

関する指針に基づきまして、公開とさせていただいております。本日の議事録・議事要旨につきましては、後日、大阪市市民局ホームページに掲載しまして、公開をさせていただく予定です。あわせてよろしくお願いたします。

では、以下の議事進行につきましては、石田会長にお願いしたいと思います。石田会長よろしくお願いたします。

(石田会長)

それでは議事に入りたいと思います。

前回の審議会は一部委員が初めてということもあり、ほとんどが報告に終始しまして、あまりご意見をお伺いする機会がなかったのですが、今回はご議論いただくことを中心に考えていきたいと思っております。

それでは、本日の議題の1「人権ナビゲーション」の進捗状況ということで、まず事務局の方から進捗状況のご報告をお願いしたいと思います。

(中野推進担当課長代理)

では、議事の順序に基づきまして、まずは次年度の「人権の視点！100！実行プログラム」の策定状況についてご説明申し上げたいと思います。前回につきましては、平成22年度に各所属が実施しております実行プログラムの概要と上半期の中間評価についてご説明をいたしました。その際に、その中間評価を踏まえて平成23年度の実行プログラムと各所属の人権行政に取り組む基本姿勢と方向性について策定を進めているとご報告いたしました。

今回は、この平成23年度の各所属の取組方針と次期実行プログラムについて、その概要を一覧にとりまとめましてお示ししております。お手元のA3の資料1をご覧ください。資料につきましては、まず所属の名称、その次に取組方針、これは所属における人権行政に対する基本姿勢、それに対する具体的な方向性について各所属からの報告を記載しております。

続いて、それからその基本姿勢・具体的な方向性に基づいて、実際に実施する実行プログラムの名称と事業の概要を記載しております。そして、その取組みが人権の尊重の視点に照らし合わせて何の強化をめざしているのかを所属で定めていただいているのが次の「人権の視点」という部分でございます。

例えば、政策企画室であれば、実行プログラムの名称は「市民から信頼される行政運営」で、広報誌・ホームページ等を活用しながら、市民の声の回答や電話対応の際にも情報が伝わりやすいような表現を意識する、あるいは情報公開や個人情報保護の研修を実施することに努めていくというもので、「人権の視点」で申しますと「伝える」「努める」という部分に着目した取組みということでございます。

それから、平成23年度の実行プログラムから新しい項目といたしまして、その取組みによって見込まれる効果を事前に評価してくださいと各所属に依頼し、その結果を記載しております。最後に所属長のコメントとして、この取組みに対する所属長の考え方なりを明確に示していただいているといった組立てになっております。

また、この実行プログラムの取組みにつきましては、前年度の評価・点検を踏まえて評価・改善を行い、次年度へつなげていくという仕組みということで、資料右端部には、前年度の取組みの目的と、前年度の評価・検証結果を踏まえて今年度の実行プログラムにどのように反映しているかと

いうこと記載しております。結果としまして、全50所属において50の実行プログラムが策定されまして、翌年度から新たにこのプログラムが実施される予定となっております。

各プログラム内容の個別説明は省略させていただきますけれども、プログラムの取組み目的による分類を行いましたので、ご報告したいと思います。資料2をご覧ください。

まず、全50所属のうち19所属が、人権の視点にたった環境整備、それから人材育成に取り組むというプログラムを策定しています。庁舎管理や施設整備、窓口案内標示において人権の視点から工夫を加えるといったハード面と、接遇マニュアルの作成やコンプライアンス研修等によりソフト面の両面からの人権の視点にたった環境整備に取り組むといったプログラムとなっております。それから、情報発信と広聴・広報を目的とした取組みを14所属がプログラムとして策定しております。市民に対し、多言語化や障害のある方にも、的確に情報が届くような取組みを進め、事業内容をよりわかりやすく的確に伝えることで、事業に対する理解度や認知度を高めていこうというものです。50所属のうち半数以上が環境整備と、情報発信、広聴・広報という取組みをプログラムとしてあげられております。あとは、資料ご覧のとおり、子ども・高齢者に対する理解・支援など特定の対象の支援に取り組む所属が6所属、市民と協働して人権尊重のまちづくりに取り組むのが4所属、多文化共生に目的を置いたプログラムが5所属、個人情報の保護、事業者の責務として個人情報の保護などの取り組むとした所属が2所属ということで、各所属それぞれ工夫をこらしながら実行プログラムの策定を行っているところです。

続きまして、この実行プログラムは、常に評価検証を行い、それに基づいて点検・改善を行うことが特徴の一つと目的になっております。そこで、実際にこの実行プログラムの効果の検証をどういった方法で所属が考えているかということ全体としてまとめたものが資料3となっております。その結果、特徴としては、大きく5つの傾向に分類できると考えております。

まず、利用者としての市民の満足度を効果の測定に利用するという所属が全体の30%を占めており、市民の参加状況やサービスの利用状況を把握するというものが7%となっております。それから、職員の意識の向上、これは人材育成の取組みに多く見られますけれども、職員の人権意識が高まったかということ把握して効果測定に用いるものが16%、同じく職員の取組みへの参加・参画状況を効果測定とするものが9%となっております。

以下、ホームページのアクセス件数や、個人情報保護に取り組む所属では、漏洩事故発生の撲滅を徹底するなど、プログラム実施における実際の実績を効果測定に用いるという所属が27%ということで、評価の手法としては大別するとこの5つ、市民の方に目を向けて、その満足度を測定するもの、サービスの利用状況等を測定するというものと、職員に視点をあて、職員の意識向上を測定するもの、取組みへの参加状況測定するもの、取組みにより生み出される実績値を効果測定に用いるものなどに分類されます。

最後になりますが、資料4が事前に各所属の取組みの項目別の事前評価ということで、前回にもお示ししました6つの視点に基づいて、事前評価を行っていただいた全所属の結果でございます。全体に見ましても、「おおいに効果がある」が9割以上を占めておりまして、各所属とも手ごたえを感じておられるということがこの資料から読み取れるかと思えます。

以上、平成23年度の「人権の視点！100！実行プログラム」の概要とその特徴についてご説明を申し上げます。前回の報告も含めて、この「人権の視点！100！実行プログラム」策定・

実施、実施効果の点検・評価とそれに基づく改善、次期「実行プログラム」の策定という、人権行政を進めるうえでの評価・改善システムの全容をお示してきたと思っております。この取組みにつきましては、この仕組みのもとに当面こういった形で進めていきたいと思っておりますので、ご意見を賜りたいと思っております。説明は以上でございます。

(石田会長)

ありがとうございました。

いま、ご説明いただいたように、大阪市の全所属で人権の視点を仕事に活かそうということで「実行プログラム」を作成され、それを実施・評価され、平成23年度にそれを踏まえて取組みを継続するということです。ただいま、大阪市から、どういう形・仕組みで人権の視点を行政に活かしていこうとするのかが紹介されたわけですが、この仕組み全般について、評価すべき点、改善すべき点等ありましたら皆様のご意見を伺いたいと思っておりますが、ご質問・ご意見いかがでしょうか。

(堀委員)

この概要一覧を読んでおりますと、昨年度の項目欄というのは、これはいまも進行中とっていいわけですがけれども、平成22年度の反省という形では出てこないのかと思ったわけです。読みいただくと、例えば経済局ですが、情報過多となって逆にわかりにくくなってしまったと、情報は多ければ多いほど良いのではないと書いております。それから環境局ですが、「手話であいさつをしようプログラム」に取り組みされて、あまり障害者の人と会うことの少ない部局なので、手話を学んでできるようにと取り組まれたみたいですが、昨年度の欄には管理職には全員浸透したけれどもそれ以外の職員にはまだということになっていますが、この欄には、そういった結果を踏まえて反省点についても書いた方がいいのではないかと思います。

(石田会長)

ありがとうございました。反省を次回に活かすための工夫をとというご意見かと思えます。他にはいかがでしょうか。

(梅原委員)

非常にうまくこのプログラムまとめられておまして、平成22年度を取組項目について平成23年度のつながりがよくわかります。

ただ、気づいたのが、この概要一覧では、所属によってとらえ方やまとめるまでにどんな資料だったのかよくわからない、よりもっと具体的なものがあればわかりやすい感じがします。

例えば、事業概要で政策企画室ですと、具体的に実施手段として記述されているのですが、総務局の場合ですと「あらゆる観点」と、どんなものが「あらゆるもの」なのかなと、ここにいたるまで細かく分析されたものがあって、後でそれを見ればわかるようになっているのかと。そういった点が漠然と書かれてしまうと、今度評価のときに何が「あらゆる観点」のなかに入ってくるのかとなって評価しにくいのではないかと思います。

区役所の方でも同じようなことと言えるのかと思えます。西成区さんですと、かなり具体的に書かれておまして、ポスターをこういうふうにしたいのかな、というのがわかっていいのかなと。人にやさしいポスターというのは、高齢者や障害をお持ちの人々にもやさしいのだな、見やすいのだなと、文字の大きさであったり、色使いであったりとさらに具体的になっているのですが、区によってはものすごく抽象的で、これで本当に評価できるのかなという感じを受けたので、ここにま

とめるうえで各所属で細かいところを詰めてこういう形になったのかなと、かなり膨大なのでそういう言葉でくくっているのかなと感じました。また別の具体的な資料があって評価できるんですよということがあればいいんですけども。そんな感じを受けましたので、より具体的な方がいいのかなと思っております。

(石田会長)

ありがとうございました。それでは、この二つのご意見に対してご説明いただけますか。

(中野推進担当課長代理)

まず、1点目の資料で評価検証結果を反映されたところという欄がございますが、もう少し反省点も踏まえたうえでの記載をとのご指摘かと思いますが、まずこの資料のまとめ方について簡単にご説明いたしますと、実際には各所属から「策定シート」という形で、スケジュールも含めて非常に細かい形で提出いただいているものがありまして、そこからの抜粋をここに載せさせていただいております。実際にこの評価検証結果を反映されたところというのも、「策定シート」のなかに入っておりますので、それをここに記載させていただいております。ただ、資料のボリュームの関係で、提出いただいたものをそのまま記載しているもの、こちらで要約させていただいたところもあって、必ずしも所属から出てきたものそのままが記載されているわけではありません。ただ、実際に堀委員ご指摘のとおり、検証結果を反映された点について、各所属に記載いただく際にもう少し反省点を踏まえてそれをつなげた結果を記載いただくのが本来かと思っておりますので、この点は、より具体的に反省点をもっと明確にするように、今後各所属と調整してまいりたいと考えております。

梅原委員のご意見につきましても、ご説明が重複しますが、ここも実際には「策定シート」の記載からそのまま載せているものもあれば、要約しているものもあります。また、委員ご指摘のとおり、所属によっては非常に細かく具体的な取組みを「策定シート」に記載しているところもあれば、今年度の事業がまだ終わっていないこともあり、具体的内容が十分に固まりきらずコンセプトのみで策定している所属もあると思います。この点につきましては、今後、今年度の実行プログラムが終了した段階で最終評価を行い、それをもとに修正といったことも考えておりまして、この実行プログラムは随時改善しながら実施していくことを想定しておりますので、いまご覧になって具体性にやや欠くといった所属に対しても、より具体的、実行性のあるものにしていくように働きかけていきたいと考えております。

(坂元会長代理)

行政ですので、正確に記述しようというところがあるのでしょうけど、こういうプログラムの概要のときに各所属の基本姿勢という欄を見ても非常に長く、正確に書こうとする所属と、基本姿勢を市民にも非常にわかりやすく書く所属が見受けられて、できるだけわかりやすく短く表現できるものはそうした方がいいのではないのかというのが、この資料を読んだときの率直な感想です。基本姿勢が文章になりすぎていると、趣旨やねらいが見えにくい、そのあたりも工夫をするところがあるのではないかと思います。また、最近ではインターネットを使う方が多くて、ホームページへのアクセスなど市民の方も利用されているのではないのかと思うのですが、先ほど西成区でのポスターの話がありましたが、ホームページの色使いですね、色覚障害の方だと認識できない色があって、まず専門の業者ですと、どういう色を使ったほうがいいのかアドバイスを受けられます。神戸大学でもホームページをどれだけ一般の人がアクセスしているか調査しておりまして、どうやっ

て自分の知りたい情報にうまく、やさしくたどり着けるかといったこういう工夫も必要です、といったことも指摘されておりまして、大学としてもできるだけそういった形でホームページを改善したわけですが、市民にこういういろいろな実行プログラムを取り組んでいるということがわかるためにも、ホームページ等々のあり方についても工夫していくということが必要だと思いました。

(石田会長)

ご意見に対する回答は先ほどのご説明でよろしいでしょうか。

(竹村委員)

私も見させていただいて非常に具体的なところと、そうでないところといろいろあるなと思っていました。先ほど、回答のなかで平成22年度の事業が終了したときに、個別にあたるおっしゃったのですが、これだけまとめられたものを各所属にまとめて返すことが大事ではないのかなと思います。それぞれの所属ごとに縦割りになっている、この区の実行プログラムというのは非常に具体的なところがあるわけですが、そういうところを他の区役所も参考にさせていただくためには、この区ではこういった取り組みをやっているということを知っていただくということ、個別にあたるということよりもこういう情報を提供して、区自身で変わっていく、こういうふうな働きかけをしていただくのが有効かなと考えます。特に具体的なところの取り組みのところを強調してまとめのなかで載せて提供していく、そういったことができればと思いました。

(林市民局人権室長)

いまのご質問と、先ほどのご質問にもあるのですが、各所属表現がまちまちになっていたり、具体性のあるところと、ちょっと具体性のないところと、それぞれ仕事の中身というか、先ほどご指摘のあった政策企画室や総務局のような総括部局的な部署と、非常に具体性の書かれている、環境局や建設局のような、区役所のように日々市民の方と接することの多い事業所を持っている部署もあります。そういった部署では普段の仕事がすでに検証みたいな状況になるようなところもあって、日常の状況を踏まえている見直しをかけて、またそれが市民の目から見て検証されているようなところもあって、そういう部分での若干の違いはあると思います。

ただ、いまご指摘いただいたように、こういう取り組みについては、全庁的な本部組織がありますので、そこで情報共有をさせていただきます。時間の関係で資料の提示で終わっているような部分もありまして、特徴的なところはそういう場で説明させていただいて、できるだけ良い取り組みは取り入れていただくというような形をとっていけばいいと考えます。今後、審議会や内部の検討会議の場でも、今いただいたご意見を反映していきたいと思います。

(石田会長)

それでは、いろいろなご意見をいただいたと思いますので、今後、取り組みに活かさせていただいて、またそれをどういうふうに取り入れてどう変えていくのかを次回の審議会でご報告いただければと思います。

では、次の議題に移りたいと思います。「人権が尊重されるまち」指標について、資料に基づいて説明願います。

(中野推進担当課長代理)

「人権が尊重されるまち」指標（素案）についてご説明いたします。

この「人権が尊重されるまち」指標は、前回ご報告したとおり「人権ナビゲーション」には4つ

の柱がありますけれども、「人権の視点！100!」、「人権教育・啓発」、「相談・救済」と並びまして、何がどのようになれば大阪市が人権が尊重されるまちになっていくのか、どのくらい取組みが進んでいるか、人権尊重という非常に抽象的なものを、市民の方に何らかの形で実感として感じてもらうために指標として示せないかということ、そういうものをつくらなければならないということが「人権ナビゲーション」のなかにも定められています。これについては、過去の審議会において、今後の人権行政のあり方の答申をいただいた際にも盛り込まれていまして、非常に難しいものではあるけれども、取り組まなければならないということで、この間、事務局も様々なところからご意見をいただきながら、素案の策定に向けて検討を進めてまいりまして、今回初めて具体的なものをお示しすることになりました。

内容について簡単にご説明させていただきますと、指標の構成につきましては、まず基本理念、この指標のあり方・目的といったことを述べさせていただいて、おおもとなる基本指標を定めております。その次に、基本指標に付随する形でそれぞれの人権課題というところで、個別の人権課題につきましてそれぞれ指標を定めさせていただいております。最後は、人権行政の担い手の育成ですとか、それからこの実行プログラムの推進といったところも、この指標の一項目として設定をさせていただいております。

まず、いま申し上げた基本の指標でございますが、これは資料2ページのところをご覧ください、二つ大きな指標をここに設定させていただきました。一つは「人権に関心があると答えた市民の割合」、もう一つは「人権が尊重されていると思う市民の割合」ということで、基本となる指標として設定させていただきました。すべての人権行政の取組みが、最終的には市民の方々の実感度に反映されるのではないかとということで、この指標を設定させていただきました。

まず、この「人権に関心があると答えた市民の割合」、これは市政モニターの結果に基づいた数値と、それから目標値は大阪市の基本計画のなかの「ええとこ指標」にある数値を掲げております。それから、「人権が尊重されていると思う市民の割合」は、我々市民局の経営方針にも掲げておりまして、同じく市政モニターの19年度の結果と22年度の目標値を掲げております。この数値については、後ほども説明させていただきますが、いまの策定の作業の段階で当面の数値を入れさせていただいておりますが、これが実際に成案化されて運用が始まる段階では、最新の数字に更新を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、各個別の指標ですが、各課題別に女性、子ども、高齢者、障害のある方、同和問題、外国籍住民、最後は様々な人権ということで、この指標におきましては個人情報の保護と犯罪被害者の方の人権の保護、ホームレスの方の人権、代表的なものとして三つあげさせていただいております。

この指標の取り方・考え方ですが、それぞれ課題別に大阪市が進めている施策において、基本計画や施策の目標値というものを設定しております。そういったものから、現段階で人権の視点から焦点をあてまして、重要であると考えられるものをここに抽出し再編して、各施策のそれぞれの取組みを人権の視点から見て、それを市民の方に数値で見えるような形でお示ししようとするものです。基本的に、人権が尊重されるまち指標の項目については、大阪市のそれぞれの計画のなかで策定され、目標値についても公表されているものになっております。それから、今回この指標素案につきましては、いまの段階で作成しておりますので、平成22年度目標値が掲げられているもの、



22年度当面の実績値が入っているもの、これは現時点での数値を入れているものであるとか、いま空白で入っているものとかありますけれども、このあたりは後ほど説明させていただきますが、パブリック・コメントにもこの指標素案をかけたご意見をいただいていますので、その段階でのこの指標の数値の取扱いについては、今のご説明をつけさせていただいてパブリック・コメントにはかけていきたいと思っております。

それとこの指標の大きな目的は、先ほども申し上げましたように、人権に関わる施策や意識がどのようになっているかということ、数値でもって市民の方にお示しするという事としております。厳密な意味での事業進捗をみるような指標ということではなくて、大阪市はこれだけの人権に関わる施策に取り組んでいるということ、市民の方々にわかりやすく見せるということを目的としております。指標のなかには、数値が盛り込まれていなくて、「推進していく」とか「めざす」といったものもいくつか存在しております。例で申し上げますと、資料3ページですが男女の地位の平等感、社会全体でみて平等だと答える人の割合、平成20年度の数値は13.2%と調査結果がありますが、これについては平成23年度以降は上昇ということで、現計画にはこういった表現がされています。他に、資料6ページ高齢者虐待の予防・早期発見というところでも21年度推進、22年度推進となっております、これもこの指標を提供いただいた計画のなかでこういった表現になっております。厳密に言いますと、指標ですので数値化しないと意味がないということもご指摘のなかではあるかと思っておりますけれども、先ほども申し上げましたが、この指標の目的の一つは大阪市が人権に関する施策でどのようなことに取り組んでいるかということで、まず項目をあげて示すことも重要と考えましたので、高齢者虐待など非常に問題となっているものについては、数値のないものであってもあえて指標項目としてあげていくこととしています。

もちろん、この数値の入っていない指標につきましても、今後、大阪市の全体計画で目標値が発表された段階で、最新の数値を入れまして、常に新しい現状をお示しするように今後、運用を図っていきたくと考えております。

先ほども申し上げましたが、この指標の素案については本日この場でご審議いただくとともに、パブリック・コメントを実施いたしまして、市民の方のご意見もいただき、それを検討しながら成案化して翌年度の早い時期には公表というふうに考えております。

よろしくご審議願います。

(石田会長)

ありがとうございました。

市民にどういうふうに取り組んでいるか、わかりやすく示すものという役割を持っている指標ですが、ご質問・ご意見ありませんでしょうか？

これは最終的にできあがればホームページに載せるのか、市民に見せるというのはどういう形で見せていくのでしょうか？

(中野推進担当課長代理)

基本的には、ホームページにアップして、印刷もする予定です。報道媒体については、従来からあるホームページや紙媒体での提供を考えています。ただ、随時更新するものですので、紙媒体ではタイムリーにならないので基本はホームページなどの電子媒体と考えています。まだ、最終的にどうなるかは未定ですが、できる限りの媒体を用いて広く浸透するようにしていきたいと考えてお

ります。

(安委員)

様々な人権課題の取組みということで、7つの項目がでていますが、そのうち、(6)「外国籍住民について」、外国籍住民というくくり方のところで、国籍が日本ではない人だけでなく、日本国籍を取得した人とか、日本とは受け継いだ文化が違う人とか、いろいろ広い意味での外国にルーツのある、外国につながった人を対象にしているというのはわかるのですが、こういうくくり方をすると結局市民の方は国籍の有無で援助を必要としている人、必要としていない人というふうに区別するというか、誤解するのではないのかと思ひまして、標題のつけ方について少し気になりました。もちろん、中身を読めば国籍の有無で分けているわけではなくて、援助を必要とする人々というのは中身で判断してというふうなことはわかるのですが、この標題のつけ方というか、くくり方はどうなのかというのが私の意見です。

(石田会長)

具体的なお提案ですね。こういうくくり方はどうなんですかということですか。

(安委員)

よく最近使うのが「外国につながる人々」というのがあって、ただよく使うと言いましたけれども、知っている人は知っている、知らない人は知らないということで、いざ使われてもピンと来ない人はピンと来ないわけです。だから私、意見言いましたけれども、難しいこと言っているのはわかっているのです。どういった言葉を使えばより中身とあった標題をつけられるのかというのは代案がなく難しいですが、意見を述べさせていただきました。

(石田会長)

ありがとうございました。他にご意見ありませんでしょうか？

(上甲委員)

少し教えていただきたいのですが、様々な人権課題の1番から7番について大阪市の実態というのは全国レベルでいうとかなり先進的なのか、標準なのか、かなり遅れているのか、この課題のなかでの大阪市の実態というのは喫緊の課題なのかそうじゃないのか、総体的にみて大阪府下で、全国的にみてどうなのか？この部分では先進的とか、この部分は遅れているなど。

(石田会長)

その点いかがでしょうか？

(村上市民局理事)

こういった形での指標、いろんな施策を人権という観点から横串を刺して、指標化するという取組みも他の自治体ではほとんどないことでして、個々、例えばバリアフリーということについて、大阪市が他都市と比べて進んでいるか、例えば民間ビルも含めてといったデータについて、それぞれ大阪市の部署がそういった観点で他都市比較をして施策を実施して、いま全国平均でどのあたりのランキングに位置しているかというのをほとんど実施していないのが現状です。ですから、今回の指標について、初めてこういう人権の観点から作成しているのですが、それを全体として進んでいるかどうかを見ると、個別の項目についてどのくらいのボリュームで評価するのかといった課題もあるのですが、実際いまのところ、どのあたりの位置にいるのかというのはお答えできるデータというのを持ち合わせていないのが実情です。この件については、指標化することは単

にわかりやすいということは勿論ですが、全体の進捗として大阪市はその施策が人権という観点からかなり進んでいるのか、まだまだ全般的な水準に追いつくにはさらに力をいれなければいけない状況となるのかを、評価ができていないということでは問題があるかと思しますので、そうした手法そのものについて、今後、検討させていただきたいと思しますので、非常に大事なことでありながら、いままでの行政の縦割りのなかでは、欠けていた視点であるとは思しますので、評価の方法も含めて考えさせていただくと、宿題としてお受けしたいと思ひます。

(坂元会長代理)

一つ細かい話で恐縮ですが、先ほど出てまいりました外国籍住民、この表現は教科書でもだいたい使われているのですが、外国籍住民というのは日本人でないものをいうと理解しますと、見過ごしかねがちですが、無国籍者の方というのが現在日本でも増えていますので、この11ページの多くの外国籍住民というのが1行目にありますが、(無国籍者を含む。)とありますね、そういうような無国籍者の人も外国籍という部分だという考えを取り入れてもらえないかというのが1点。

もう一つは障害のある人というところなんですが、ここにも言及されていますけれども2006年に国連は障害者の権利に関する条約を策定しました。国連が策定した人権関係の条約として最も新しい条約なんです、この条約の策定にあたっては、これまでの条約にない策定方法がとられました、それは「私たちのことを抜きに私たちのことを考えるな」というスローガンで、これは条約の策定というのはどうしても法律化とか各国の代表が行うことなんですけれども、障害のある人が具体的に社会的にどういふ不都合、あるいはバリアに直面しているのかわかりづらいつつということで、初めてそのようなスローガンのもとに、障害のある方が参画して条約ができたのであります。このような条約の精神を、自治体の施策に活かすとすると、例えば障害者に関する施策の策定にあたっては、障害のある方の団体の方に審議に参加をしていただくといったことも、指標としてとりあげるといったこともあってはいいのではないかと思ひました。ただ、もう行政ではそのようなことも行っているというようなことかもしれませんが、障害者の施策をするにあたってこういった基本的な姿勢というのは大阪市としても維持していただきたいと思ひています。

(石田会長)

他なにかご意見ございませんか。

(森田委員)

先ほど前半にご説明いただいた、「人権の視点！100！」の実行プログラムと、いま説明いただいた指標というのはどういう関係にあるのでしょうか？つまり、この100を実行する、あるいはここにもあります、例えば冊子の3ページ目にもあります、3行目ですが大阪市男女共同参画計画、大阪市男女きらめき計画というのを策定しております。このことによりこの3ページの下にあるような成果が上がるであろうという、そういう予測ですか？

つまり、この100の実行プログラムを実行していくとこのような指標の成果が得られるだろうということなのですか？もう一つ加えてですが、先ほどの3ページの3行目の大阪市男女共同参画計画ということの評価はどうなっているのか？これの評価というのはまた別にあるということなのではないでしょうか？

(石田会長)

では質問に対しての回答をお願いします。

(林市民局人権室長)

いまのご質問についてですが、厳密な意味で連動しているという形にはなっていないというのが結論です。というのは、100の視点というのはそれぞれ6つの視点から具体例をあげながら、日常の業務で、まず気づくというところからそれぞれの所属がどういう取組みをするかということですから。ここにあげている指標というのは、それぞれ先ほどの男女共同参画の取組みですとか、それぞれの局の使命として行っている取組みが、直接・間接的につながって、こう反映していくという数字であったりと非常に難しい状況になっております。

大阪市的にそれぞれ縦割りで、男女は男女の施策を行っている局がある、障害者のことは「健康福祉局」ですとか、子どもでしたら「子ども青少年局」があるんですが、そういったところを横串を刺しまして、全体的に大阪市が人権が尊重されるまちになったかを見るもの、こういうものをつくったというのが第一の目的でした。ですから、全所属すべてがこういった数値と連動しているかといえば、なかなかそういうことにはなっていないことになっています。ただ、実行プログラムを作成するにあたっては、局それぞれ所属の使命を持っていますから、局のそういった指標と連動する実行プログラムをつくってこくことも今後考えられます。

(森田委員)

例えば5ページ一番上の指標で、「自分によいところがあると思う子どもの割合」というのがそういう割合を上げようということで、例えば達成できなかった場合はどこに原因を帰属させるのでしょうか？どこがまずかったから達成できなかったというふうになるのですか？

(中野推進担当課長代理)

この指標はそれぞれの各施策を持っている局における各計画から抜粋されたものを再編させていただきます。その「自分によいところがあると思う子どもの割合」は、「はぐくみ指標」という、担当局が策定して公表されている計画のなかの指標です。これが達成されなかった場合には、一義的にはその担当局が分析なりをしていくことになろうかと思えます。

ただ、この指標の大きな目的は、我々人権室がこの指標をもって、進捗管理をやっていくということではなくて、大阪市の施策で人権に密接に関わるような目標を持っていたり、人権尊重に関わる要素を強く持っているものが、なかなか人権に関わってというふうに出し方をされていない、それをこういった視点をもって、こういう施策も人権尊重に密接につながっているということを示そうというものです。実行プログラムにつきましても、例えばそういう子どもの施策や高齢者の施策を実施している局については、そういうこともプログラムに反映されると思えます。

(村上市民局理事)

少し補足させていただきますと、これらの指標すべて先ほど説明させていただいたとおり、子どもでしたら子どもに関して、女性でしたら女性に関して、それぞれ審議会とか委員会がございまして、そういったなかで策定されました計画のなかで掲げられている目標値、それを人権という観点から項目を集めまして、横断的に整理するという二次利用になりますので、一時的な数値を達成できたかについては、まずそこを所管する当該の委員会であったり、審議会のなかで所管する局の方から報告し、ご議論いただいて、その後の対策をまた検討するというふうになるとご理解いただければと思います。

(林市民局人権室長)

こういう一同に集めたものがいままでないものですから、今後は各局がこれを見たときに他の局は順調に進んでいるなという形で比較されてしまう可能性は出てくるかも知れませんが、ただそれぞれの局はそれぞれの使命、取組みや審議会の意見を聞いて進めていって、それぞれこういう取組み目標というのをつくってやっていっていますので、ただ早い遅いはありますけれども、それぞれの局はそれぞれで取り組んでいっているということなので、いまご質問でいくと達成できなかったとなると、局には何が原因だったのかということ、いろいろやらなあかんということにはなっていないかと思えます。

(森田委員)

よくわかりました。希望ですけれども、どのようなところでこの指標がつけられたかをお示しした方が市民の方にはわかりやすいんじゃないかと思えます。なんとなくここで全部やっていると思われる、逆に達成できなかったときに何か誤解を生むのではないかと思えました。

(村上市民局理事)

先ほども申し上げたように、二次利用ですので、それぞれの項目はどこから採用されているのかをわかるようにお示しするようにさせていただきます。

(安藤委員)

様々な人権課題の取組みということで、女性問題から7項目の様々な人権という課題への取組みとあげられていますけれども、企業総体としても女性問題から様々な人権についても人権課題でございます。また、企業も企業市民としての人権課題だと認識しております。また、9ページ目にあげられています下段の方で、民間マンション事業に関わる差別調査等々につきましても、やはり企業に関わる人権問題であるということ踏まえ、企業も企業市民であるという観点から、大阪市人権行政推進計画、人権ナビのなかに企業への人権啓発の取組み等々がうたわれていたと認識しております。希望でございますけれども、企業に対する人権に関する情報提供、また啓発に関する事業等々の項目を追加していただき、または目標数値と計画等々をうたっていただければ、企業市民としてもありがたいということをおっしゃっていただきたいと思っております。

(梅原委員)

今回のこのなかで見ると、高齢者の5ページの部分と次の障害者の部分なんです、項目として同じような項目、例えば市民後見人の育成とかいうのがいっしょになるんですね。それは当然それぞれの部署が違うが同じような指標にしているということで、要は施策をするについてそれぞれ縦割りでなくて横の連携で打合せしてやっているのかと感じたので、それでしたら私も地域で取り組んでおる世代間交流、例えば子どもの問題・高齢者の問題をいっしょにすることによって両方がうまく改善できる方法も地域では取り組んでおられて、そのようなイベントも実施しているわけです。そうすると縦割りでないと子どもは子ども、高齢者は高齢者になってしまうのですけれども、そういう調整をすることによってより効果が上がるような施策がないのかと思ったので、ここにあがっているものはそれぞれの部署が縦割りで作成したものなのかと、ただ実際地域においては子どもの問題も高齢者の問題もいっしょに考えていく必要があるのかなと、そういうことは人権において非常に大事なことかなと、子どものいじめの問題、高齢者の虐待の問題なんかは、子どもも大人も全部関わるのはみんないっしょということで、やはり地域の財産としてそういった考え方で地域でとっているのですが、これからの行政のなかでも縦割りでなしに横へも広

がっていつてもらいたいというのが一点です。

それからもう一点、障害者の関係なんですがインターネットを見ていますと、大阪市の障害者支援計画で平成15年度から平成24年度のなかに、啓発・広報の現状と課題のなかで一番最後の部分の方ですね、福祉教育・人権教育の充実ということがありまして、障害者、とりわけ根強い偏見のある精神障害者に対する認識と理解を深めるため云々とありまして、市民を対象とした各種講習会を幅広く開催し、福祉教育・人権教育の充実に努めるというふうな項目があるんですよ。そしてここには障害のある人のなかの項目でそういった項目が実はないんですよ、高齢者の方では講座開催件数とか項目があるんですが、障害者の方、そのへんがちょっともれているので項目を設定するときにそのへんの部分、支援計画のなかですよね、ネットで見たのでまだ現行だと思のですが、そのへんの部分の整理等はどうなっているのかお教え願いたい。

(石田会長)

いま二つご意見と質問受けました。これに対してご説明願います。

(今井所長)

企業市民に対する啓発を指標のなかでどういう形で組み入れていくのかということについてですが、例えば最初の指標である人権が尊重されるまちづくりのところで「人権に関心があると答えた市民の割合」、この市民のなかには、いわゆる昼間市民といわれる方たちも含まれておりますので、このところにいるいわゆる企業市民、昼間市民の方たちも含むという記載については可能かと思えます。具体的にそれぞれの指標のところ企業への啓発あるいは学校とかそれぞれまた縦割りの指標を出さなければならないとなると、少し見せ方としては難しいかなと思うので、いわゆる企業市民の方も、この市民のなかに含まれているという記載をしていくような方向になるのかと思えました。

(中野推進担当課長代理)

指標の項目のなかでまず重複しておる項目があって、それぞれ縦割りのなかでなされているのかどうかということでしたが、例をあげますと、高齢者のところと障害のある方の指標のところそれぞれ市民後見人の養成という指標があがっておりまして、担当局で言いますと健康福祉局の経営方針のなかにあるのですが、市民後見人というのは権利擁護のための制度で、判断能力が弱くなっておられる高齢者の方や障害のある方、両方につながるものであるということで、どちらの目的も含めて掲げているということで再掲をしております。

それから、障害のある方についての人権教育・啓発というところで、指標の設定ですが、大阪市の実施計画等からポイントを絞った経過がありまして、高齢者について講座の開催があがっておりまして、これは高齢者施策で何が大事かと考えたときに、権利擁護・虐待・バリアフリーとともに生きがづくりということで、講座というのは社会参加のための生きがづくりのための項目として選んでおります。同様に障害のある方については、自立支援、虐待防止ですとかバリアフリーという点で選んでおります。今後、この指標については、数値・項目も変わってきますので、大阪市の施策のなかで新たな施策が生まれた場合、項目自体も変わっていくのでそういった運用を進めていくなかで、盛り込むべきものは盛り込んで改善は図っていきたいと考えております。

(梅原委員)

先ほど回答いただいて、私、実は市民後見人バンクの登録者なんですよ。高齢者の問題と認知症、

当然知的障害の関係、それは当然わかっていたのですけれども市として横の連携がとれていたのかそういう質問なんです。

それから、先ほどの坂元会長代理からのお話のなかで非常に良いなと思ったのが、「私たちのことを抜きに私たちのことを考えるな」とありまして、私、地域でボランティアでウォーキングの指導をやっておりまして、そのなかで障害の方がおられます。盲目の方なんです、その方が少しこの前歩いたときに、ちょうど先日連絡があったので少し読ませていただきますが、「最近のバリアフリーとか、皆外に出てなどと言われますが、私たちはやはりこの道路の事情で一人歩きがだんだんできなくなってきました。商店街は真ん中が自転車置き場のようになっていて、せっかく引かれた点字ブロックの上にも遠慮なく車や自転車が置かれて時々ぶつかる始末です。こういったことがなくなれば、ウォーキングも、皆さんの楽しい会話に包まれて、私のことを理解していただけることも含めてもっと楽しいのではないかと思う。」という手紙をいただいたので、先ほどのお話を聞いたのと、そういったハード面ではここでいろんな指標があがっていて良いのかなと思うのですが、障害を持つ人と持たない人がいっしょにするためにはソフト面を、講習会や研修、そういった市民啓発ができるような機会がそのなかにあがっていたんで、このなかにあがらないのかなと、そういった考えで先ほど意見を申し上げたので、またそのへん参考にしていただければと思います。

(竹村委員)

1 ページの下の方に、人権が尊重されるまちづくりと市民協働というのがあるんですが、ここのあたりが非常に弱いなという感じがするのですが、全体的に市民の方との協働が必要だというふうな程度に終わっていて、私はいま、梅原委員の話にもあるとおり、人権の問題を解決していくというのは行政の取組みと、市民・地域のなかでいろいろな具体的な関わりや交流、活動があるのか、これがすごく大事になると思うんですね。

市政改革のなかで、この4月から区役所の改革、そして地域に対して区役所が支援していく、あるいは区役所のなかにフロアマネージャーを置いていろいろな相談に対応していくというふうな形が動き出す、新しく地域づくりを進めていくという視点が出ているのですが、これはやはり市政として市民協働、これを打ち出していると思うのですが、それをやはり大阪市が大きく取り上げているなかでは、この人権の部分をもっと打ち出して市民協働ということをもっと充実させていく、すべての具体的な項目というのは行政の取組みと共に、実はそこで市民の方の取組みがあるんです。これを地域のなかで活かしていただくというふうなことを含めて、何か大きくうたっていただくというふうなことが必要なのではないかと思います。

(堀委員)

いまのご意見と全く同じなので簡単にしますが、この2ページは3行目のところまでは市民の責務としてうたわれていますが、市民の責務と市民の協働・参画とはいわば対照的なもので、そこで指標づくりも含めて市民が参加していくということ、これを少し押さえていただく必要がある。

指標をつくるという考え方も、ひょっとすると上ずっていくことになるんですね。だけど実感するということも大事なので、こういう取組みの是非も含めてそして具体的な指標づくりへの参画も含めて障害者権利条約はまさにそうでしたので、そういう項目を入れていただいて最後のこの「あなたの声を聞かせてください」というのも、こちらである程度つくったので聞かせてくださいというふうになっている雰囲気がありますので、これからつくりますけれども、まあ真ん中の方にあり

ますけれども、この素案で考え方についてQ2ですかね、書こうと思えば書けるのですが、私たちも指標について検討したいとかですね、そういった意見も書こうと思えば書けるのですが、日本社会の場合、行政がそういう方針を示されたときにですね、真っ向からそれはちょっと待ったという空気がまだ弱いので、もっとあなたがた市民がいっしょにやらないとだめですよというようにこのアピールも指標のなかに書き込んでいただくことが大事だと思います。

(石田会長)

では、いままで出た意見に対して説明お願いいたします。

(村上市民局理事)

ただいま頂戴した意見についてなんですけれども、おっしゃるとおり、いま大阪市は、新しい市政改革案をお示してこれから市会でもご議論いただくということなんですけれども、この一番大きなポイントというのは、市民協働によって地域から市政を変えていこうと、行政から市民の方に向けて、わりと一方通行みたいな形で、これお願いします、こう決まりましたとお示していたものを、発想を逆転させて、市民の参画と協働によってそれをエンジンとして市政を推進していこうという形に転換しようということです。

やはりそのへんを十分この時期に市民にお示ししていこうとする指標ですので、その市民協働というところについてはそのような思想を十分反映させる必要がありますし、ましてや市民協働を進めていくうえで、市民協働というのは多様な地域の方々、当事者が参加できる場をつくって、そのなかから地域の課題を考えて行政といっしょに解決していきましょうというのが今回の大阪市の取組方針の大きな柱となっているわけですから、そのうえでも人権が尊重される社会の構築というのは市民協働を進めていくうえでも必要だというふうにも認識しております。

ご指摘いただいた市民協働の部分については、十分に市民の方々に大阪市の考え方、あるいはこれからの方向性として力強くお示しできるように、それを踏まえた形で後段の記述のところももう少し加筆をしましてやっていきたいと考えております。

(石田会長)

ありがとうございます。非常に大事な視点のご意見をたくさんいただきましたので、ご意見を取り入れて作成していただきたいと思いますが、この問題に関してはここまでと思いますが、菅原委員、このなかで一番若い方だと思いますので、何か感想・ご意見ありましたらいただきたいのですがどうでしょうか？

(菅原委員)

意見と質問ですが、様々な人権課題の取組みということで1から7まで書かれていて、1から6までは具体的な、女性、子ども、高齢者というふうにくくられていると思うのですが、あとは様々な人権とくくられているのですが、一般的な人権課題のくくりなのかもしれませんが、様々な人権課題のなかに3つ課題が整理されていたと思うのですが、3つの課題のどれが重要でどれが重要でないということではないと。どれも重要だと思うのですが3つの課題も1から6と同じような枠組みで書かれても良いのではないかと思います。

私は特にここで書かれているホームレス問題ですね、釜ヶ崎のNPOにも少し関わっているのですが、特に強く思うところもあるのですが、いまでも自立支援センターにおいても住居を失った若年層の人たちが増えていたりですか、大阪市においても大きな課題だと思うのですね。そういう意味



では他の女性や子どもとかの枠組みと同様に取り扱われてもいいのではないかと思います。

(石田会長)

いまのご意見についてどうでしょうか？

(中野推進担当課長代理)

まずこの7番の項目の設定のご説明になるのですが、この課題別というのは、もとは国の人権教育啓発白書などでの分類で言いますと、大きな上から6つの課題については個別に項目が定められていて、7番目はHIV感染者の人権ですとか、拉致被害者の方とか、国の白書にもあがっているのですが、おっしゃるとおりどんな人権であっても重要でないものはないのですが、特にこの3つをあげましたのは、他にもこれを大阪市の指標としてあげたときに関連の強いものを代表的にここに取り上げているということで、個人情報の保護と犯罪被害者支援、それとおっしゃるとおりホームレスの関係は大阪市にとっても非常に大きな問題だということであげさせていただいています。菅原委員おっしゃるようにホームレスの問題について別個設けてということについても検討させていただきたいと思います。

(村上市民局理事)

補足させていただきますが、いまの菅原委員のご意見のところについては市民のパブリック・コメントのなかでもいろいろご意見もあるだろうと考えておまして、そういったご意見も含めて最終成案としてまとめる段階で再度分類についてどういう形にするのか、やはり国の一つの人権課題についての制度基準を、大阪市的にみてここで指標としてあげるなかではどういう項目立てが良いのか我々なりの考え方を整理する必要があるかと思っておりますので、そういった市民の方の意見も踏まえながら、ただいま頂戴した意見をもとに全体の項目立ても含めてもう一度考え方を整理していきたいと思っております。

(石田会長)

ありがとうございました。

先ほど出ました様々な意見をもとにして成案づくりをお願いしたいと思います。

それでは、時間の関係で3番目の人権啓発・相談センターにおける人権相談についてご報告お願いいたします。

(勝村相談担当課長)

人権啓発・相談センターにおける専門相談についてでございますが、本人権相談事業については前回の本審議会においてご説明させていただいたところでございますが、その後の実績等についてご報告させていただきたいと思っております。

手元の資料6をご覧くださいと思います。前回11月までの実績をご報告させていただきましたが、12月におきましては合計で512件の相談がございまして、そのうち面談による相談も132件と大きく増加したところでございます。これにつきましては、これまでの広報及び電話から面談への誘導による効果があらわれているものと考えております。なお、本年1月の相談件数につきましては、速報値ではありますが約470件と12月に比べると減少してはいるものの、大きな流れでは増加傾向にあるものと考えております。

主な相談内容については表の下段の内訳のとおりでございます。最近の事例について具体的な相談事例をご紹介しますと、女性をめぐる問題につきましては、職場で不倫の当事者

であるかのような落書きをされたといったような相談、高齢者をめぐる問題では子どもに暴言を吐かれるなどの相談、障害のある方をめぐる問題につきましては失語症患者について社会的な理解がないというような相談、職場におけるパワハラをめぐる問題では医師の診断書を持って職場の社長のところへ行ったら、医師の診断書を破られたといったような相談が寄せられています。こうした人権相談への対応の特色としましては、単一の専門機関では対応が困難な事案に対応しているといったことがあげられ、一例としては家庭内でのいじめの問題の背後には生活保護や自己喪失、住居や労働等、いくつかの問題がひそんでいることがございます。専門相談員は、これらの問題を整理したうえで、それぞれの問題の解決のヒントを提示したり、弁護士事務所等への同行を行うなど救済に向けた包括的な支援を行ってございます。

人権相談事業については簡単ではございますが以上でございます。よろしくお願いたします。  
(石田会長)

それではこの件に関するご質問等ございますでしょうか？

(森田委員)

先ほどの上甲委員のご質問と少し関係するのですが、これはどういうふうに解釈すればいいのか？この報告は数字としてはわかるのですが、これは何を意味しているか。つまり12月は増えているのかもそうですけど、いろんな問題についての件数もそのへんの考察をまぜていただけるとありがたいです。

(勝村相談担当課長)

12月までの相談の傾向としまして、先ほど申しましたような女性をめぐる問題が増えていますので、最近の傾向についてご報告させていただいた次第です。

(村上市民局理事)

「人権ナビゲーション」のなかでは相談機能の効率化ということで、区役所の相談窓口と専門相談機関との調整を行い、広範な人権侵害に迅速・柔軟に対応できるような啓発相談の総合的な拠点施設を検討する、とそれに基づいて設置されたのですが、その機能がこれで十分発揮されているかはわからないのですが、いろいろここにあげられている問題は女性であったり子どもや高齢者等、それぞれ専門の相談機関が大阪市にございます。ただ、やはりこれを設置したことにより複合する課題、専門相談機関にずばり相談するには敷居が高いが、何でも聞いてもらえるので相談してみようかということで、入口として敷居を低くして、あるいはいろんな問題に対応できるということでお話をお聞きして、結果的には専門相談機関につなげるような役割を果たしつつある。10月阿波座に啓発・相談センターが本格開始するまでは、相談件数もほぼ横ばいでしたが、10月の本格オープン以来、かなり数字が伸びているということは、やはり拠点を設置し、土日夜間も含めて相談を受ける体制を整え、面談の相談も開始することで面談件数が増え、だんだんと認知度の高まり、役割が評価されて相談を受ける件数が増えている、そういうふうに分析できるのではないかと考えております。もちろんこの件数はここからさらに問題を解きほぐして、これについてはDVは、ここに相談や救済処置もありますよ、子どものことについては「こども相談センター」がありますよ、そこで相談したらどうですかということでアドバイスし、そこでの相談件数は重複する形にはなりますが、そういうところになかなかとどまれない人を結びつけていくという機能を、だんだん果しつつあると分析できるのではないかとみております。

(堀委員)

前回の報告書はまだですね？

(村上市民局理事)

そうですね、相談事例もある程度集積してきましたら分析をして、どういう働きを果たしてきているのか、どういうところに機能を発揮できているのかということを分析し、事例とあわせてある一定の段階では整理して報告書という形になるかどうかはわかりませんが、レポートとしてまとめていかなければならないと思っております。

(菅原委員)

この相談件数なんですが、毎回この審議会に出されるのかわからないのですが、前回、確か区ごとに件数が出された資料があったと思うのですが、生野区かどこかの区がかなり少なくて相談や人権の課題がないというわけではないが、広報やそういった課題があるので、そのあたりを重点的にやっていくと今井さんがおっしゃられたと思うのですが、そういうことを考えると資料を出される時に前回とどれくらい変わったのかとかがわかるように区ごとに出されるとか、次回から前回と同じような分類で出された方が見比べることができて良いと思います。

(村上市民局理事)

これはそのつどというか、立ち上ってすぐですので、特に10月より本格的にスタートしたということで、その後かなり件数が増えているということもあって、直近の状況報告をしましたけれども、今後はだいたい年に1回ぐらいの報告になると思います。いまおっしゃられた資料につきましては、やはり比較対照できるようにとは、そのとおりでと思いますので、今後資料のつくり方についてはそのようにしたいと思います。ただ、巡回相談は非常に件数が少ないということもあって、それは一つは限られた場所、限られた時間にそこに来ていただければだめということもありまして、もう少し柔軟な、例えばその方のご都合に合わせて約束をして、その方のご都合のあった時間に相談を受けるような方法にすれば、もっと利用していただけるのではないかと。いま少しやり方の変更を検討しておりますので、そういうことも含めてまたご報告し、今後の資料についても統一的な資料にさせていただきます。

(加藤委員)

いつも思うのですが、こういうふうには件数を出されます。そしてその結果、例えばホームレスの問題なんですけれども、その後追いというのを役所はあんまりなされないような気がするんです。本当にその方が自立されているのかというふうな報告というか、また戻ってやっぱり公園で住んでいるというような形のものも多いと思います。こういう人権相談センターでも、女性をめぐる問題でも、DVでどれだけの方が助かりましたよ、みたいなそういうきっちり目に見えたものっていうものを報告される方がよりこの相談事業というものが市民にとってよくわかると思うのです。そこらへんの広報の仕方がすごく大阪市は下手だと思いますので、もっとそういう面で審議会でもがんばっておられていろんな資料を持っていらっしゃるのですから、もっとPRを成果というものを大きく打ち出された方がいいと思います。

(林市民局人権室長)

もともとこの相談業務を始めたり、拠点施設をつくったいわゆる啓発・相談機能の強化は、この審議会からの答申をいただいた中身やご意見なりに基づいて実施しておりますので、今後はやはり

取組みという形でご報告させていただくなかで、件数も当然そのなかで必要ですが、救済につながったような事案ですとか、また、そういった専門の意見も参考になろうかと思しますので、報告の仕方、また今後考えさせていただきます。

(勝田委員)

一番気になっておりますのは、私は今回初めて委員になりましたが21回も審議会をされているわりには、全庁的に人権という問題に全職員意識があるかといえば、たぶんありませんでしょうね。それを今後、大阪市の職員にどういう形で人権施策をそれぞれの意識として持たせていくかということも市民局だけでは、たぶんしんどくて無理でしょうから、全庁的にやっていくには先ほどお話が出ていた素案が出てましたように、大阪市の人権施策についての素案というものをどう広めていくか、どう広報していくかということが、それらを発生源として大阪市昼間人口・夜間人口も含めて皆様方に人権施策というものをわかっただく、いままでは人権といえばイコール同和行政というふうな感覚をほとんどの方がお持ちだったので、どれだけ人権というのが広い範囲のなかで自分たちをガードしてくれるかということや市民の一人ひとりの方がお持ちじゃないと思しますので、先ほど竹村委員が言われたように、どういう形で一人ひとりの方々に大事なんだよということや指導していくとか、知らしめていく方法も審議会の方でもいるのか、いらないのかそのへん教えていただければと思います。

(石田会長)

まだまだ全庁的に人権感覚が足りないということですが、その感覚を養うためにどうすれば良いのかというふうなことで、これまで審議会でもいろいろ努力いただいているところだと思います。

なかなか市民に対してどうするかということまでは、審議会で議論したこともあまりないかと思えますけれども、それも含めてまず大阪市の人権施策のなかに人権の視点を植えつける・浸透していただくというのがまず1、そのなかの一つとして市民との協働がありますので、そのなかで市民に対してどう働きかけていくかということも、いずれはまた話すべき内容になると思えますけれども、まだそこまではいっていないかなといった感じです。

市の方、何か説明ありましたらお願いします。

(村上市民局理事)

まさにこの「人権ナビゲーション」・「人権の視点！100！」というのは、まず大阪市の全庁的な部分で申しますと、これまで人権施策というのは直接的に例えば障害者であったり、高齢者の施策であったり、もちろん市民局も人権の施策担当です。ある市役所のなかのこの部署の仕事といった縦割りの構造のなかで全体の職員がそういう意識を持って市政、行政というのはすべてが市民、あるいは人権につながっているんだということまでいっていないところから、人権の視点をもってそれぞれの施策を自らチェックして、気づきのなかから人権の取組みを進めていこうということで、このナビゲーションがこの審議会で議論いただいて策定され、そして各所属が実行プログラムを自ら策定し、それを市民の方にも庁内的にも公表し、それについて自己検証しながら取組んでいくといった仕組みがやっとスタートしたわけです。この取組みのなかで、それぞれの職場のそれぞれの職員が取り組んでいる日々の仕事のなかでどういうところに人権の視点を活かす、人権の視点を持って取り組んでいかなければならない、そのためにどういうことをやっていこうということやこれを根付かせていかなければならないし、PDCAサイクルで検証しながら新し

い取組みに展開し、他の所属の取組みを勉強して、うちでもこういったことをしてみればと、取組みをつなげていくことによって、全庁的に、横断的にそれぞれの職員の仕事のなかに人権の視点が活かされていくと。それが目標ですのでそれに向けてこの取組みを着実に進めていって、勝田委員のご意見にありましたような状況には将来的にはもっていきたい。そういった取組みを通じて、市民協働のなかで人権が尊重されるまちを市民協働によって築きあげていくんだということが、局あるいは区役所の職員がそういう意識を持って市民協働でまちづくりに取り組んでいくことによって、市民のなかにも人権感覚というのをより広く浸透させていく取組みにつなげていきたいと考えておりますので、今後、また逐次進捗状況について報告させていただきますけれども、そのつどご意見をいただいて取組みのレベルを高めていきたいと考えております。なかなか一挙にステップアップ、なかなかジャンプしてあがるようにはいかないのですが、市民局が進めていくというよりも、各局が主体的に取組みを進めていく、それが市民から見てもちゃんと見える形になることによって、地域においても人権尊重のまちづくりに向けた取組みが進んでいくような、そういう仕組みを構築していきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

(石田会長)

それでは時間も迫ってまいりましたので、本日の審議の方は終了したいと思います。